

議案第9号

基山町条例を廃止する条例の一部改正について

基山町条例を廃止する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町条例を廃止するための条例の一部を改正する条例

基山町条例を廃止する条例（昭和46年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第51条の次に次の1条を加える。

第52条 基山町農産物加工場の設置及び管理に関する条例（昭和62年条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

基山町農産物加工場は、設置から長期間が経過し老朽化が著しいことから、令和元年度をもって施設を廃止するため、基山町農産物加工場の設置及び管理に関する条例を廃止する必要がある。

令和2年3月13日原案可決